の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委託したものを除く。）	護事業計画の樹立							
	2　同法第7条第1項の規定による特定鳥獣保護管理計画の樹立	○						
	3　同法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	4　同法第10条第1項の規定による必要な措置の命令						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	5　同法第10条第2項の規定による許可の取消し						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	6　同法第12条第2項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限	○						
	7　同法第14条第2項の規定による特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限の解除	○						
	8　同法第15条第1項の規定による指定猟法禁止区域の指定	○						
	9　同法第15条第4項の規定による指定猟法禁止区域内における鳥獣の捕獲等の許可						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	10　同法第19条第3項の規定による登録票の交付						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	11　同法第28条第1項の規定による鳥獣保護区の指定	○						
	12　同法第29条第1項の規定による特別保護地区の指定	○						
	13　同法第29条第7項の規定による特別保護地区内における建築物等の新築等の許可	○						
	14　同法第30条第2項の規定による行為の中止等の命令等	○						
	15　同法第32条第3項の規定による損失補償の額の決定	○						
	16　同法第34条第1項の規定による休猟区の指定	○						
	17　同法第35条第1項の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の指定	○						
	18　同法第35条第3項の規定による銃猟制限区域内における銃猟の承認						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
	19　同法第41条の規定による狩猟免許試験の実施	○						
	20　同法第43条の規定			○				地方農林振興

スル法律（大正7年法律第32号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	獣保護事業計画の樹立							
	1の2　同法第1条ノ3第1項の規定による特定鳥獣保護管理計画の樹立		○					
	2　同法第1条ノ5第5項の規定による狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限		○					
	2の2　同法第1条ノ6第1項の規定による特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限		○					
	3　同法第7条第1項の規定による狩猟免許試験の実施		○					
	4　同法第7条第4項			○				地方農林振興

による狩猟免状の交付							局長 日野総合事務所農林局長
21 同法第50条第1項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取消し	○						
22 同法第50条第3項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止	○						
23 同法第51条第2項の規定による狩猟に関する適性試験の実施						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
24 同法第51条第3項の規定による狩猟免許の更新			○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
25 同法第51条第4項の規定による講習の実施						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
26 同法第52条第1項の規定による狩猟免許の取消し	○						
27 同法第52条第2項の規定による狩猟免許の全部若しくは一部の取消し又は効力の停止	○						
28 同法第53条第1項の規定による狩猟者の登録 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		 ○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
29 同法第53条の規定による狩猟者の数の制限	○						
30 同法第53条の規定による狩猟者の登録の抹消 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		 ○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
31 同法第54条の規定による狩猟者登録の取消し等 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		 ○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
32 同法第57条の規定による都道府県知事に対する通知	○						

の規定による狩猟免許							局長 日野総合事務所農林局長
5 同法第7条ノ2第1項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取り消し	○						
6 同法第7条ノ2第2項の規定による狩猟免許試験の受験の禁止	○						
7 同法第7条ノ4第1項の規定による狩猟に関する適性検査の実施						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
8 同法第7条ノ4第2項の規定による狩猟免許の更新			○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
9 同法第7条ノ4第3項の規定による講習の実施						○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
10 同法第8条第1項の規定による狩猟免許の取り消し	○						
11 同法第8条第2項の規定による狩猟免許の全部又は一部の取消し又は効力の停止	○						
12 同法第8条ノ3の規定による狩猟者の登録 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		 ○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
13 同法第8条ノ4の規定による狩猟者の数の制限	○						
14 同法第8条ノ5の規定による狩猟者の登録の抹消 (一) 県内に住所を有する者に係るもの (二) 県外に住所を有する者に係るもの		 ○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
15 同法第8条ノ6の規定による都道府県知事に対する通知		○					
16 同法第8条ノ8第1項の規定による鳥獣保護区の設定	○						
17 同法第8条ノ8第3項の規定による特別保護地区の指定	○						

33 同法第68条第1項の規定による猟区の設定の認可		○						
34 同法第72条第1項の規定による猟区の認可の取消し		○						
35 同法第73条第2項において準用する同条第1項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託		○						
36 同法第75条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等からの報告の徴収			○					
37 同法第75条第3項の規定による立入検査の実施 (一) 森林保全課の職員によるもの (二) (一)以外のもの			○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
38 同法第76条の規定による司法警察員としての職務を行う者の指名			○					
39 同法第78条の規定による鳥獣保護員の設置			○					
40 同法第79条第2項の規定による指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長

九　略

略

県一　土木工事　1～9　略

18 同法第8条ノ8第5項の規定による水の埋立て等の許可		○						
19 同法第8条ノ8第8項の規定による行為の中止等の命令		○						
20 同法第8条ノ8第10項の規定による損失補償の額の決定		○						
21 同法第9条の規定による休猟区の設定		○						
22 同法第10条の規定による銃猟禁止区域又は銃猟制限区域の設定		○						
23 同法第11条第2項の規定による銃猟の承認							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
24 同法第12条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
25 同法第13条の規定による飼養許可証の交付							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
25の2 同法第14条第1項の規定による猟区の設定の許可		○						
26 同法第14条第9項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託		○						
26の2 同法第14条第12項の規定による猟区設定の許可の取消し		○						
27 同法第19条ノ2第1項の規定による立入検査の実施 (一) 森林保全課の職員によるもの (二) (一)以外のもの			○	○				地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長
28 同法第20条ノ3の規定による猟区設定者等からの報告の聴取			○					
29 同法第20条ノ4の規定による司法警察員としての職務を行う者の指名			○					
30 同法第20条ノ5の規定による鳥獣保護員の設置			○					
31 同法第20条ノ7第2項の規定による指示							○	地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長

九　略

略

県一　土木工事　1～9　略

土整備部共通	(鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	10 不動産登記法に基づく不動産の登記							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		11 略								
	二 略									
略										
道路課	一 道路法に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略								
		4 略								
		5 略								
		6 略								
		7 略								
		8 略								
		9 略								
		10 略								
		11 略								
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								

土整備部共通	(鳥取空港の整備事業、鳥取港、網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海岸整備事業及び東部地区沿岸漁場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	10 不動産登記法(明治32年法律第24号)に基づく不動産の登記							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		11 略								
	二 略									
略										
道路課	一 道路法に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略								
		4 同法第18条第1項の規定による道路の区域の決定及び変更(道路の拡幅に係るものに限る。)		○						
		5 略								
		6 略								
		7 略								
		8 略								
		9 略								
		10 略								
		11 略								
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
		24 略								
		25 略								
		26 略								
		27 略								
		28 略								
		29 略								
		30 略								

	30 略								
	31 略								
	32 略								
	33 略								
	34 略								
	35 略								
	36 略								
	37 略								
	38 略								
	39 略								
	40 略								
	41 略								
	42 略								
	43 略								
	44 略								
	45 略								
	46 略								
	47 略								
	48 略								
	49 略								
	50 略								
	51 略								
	52 同法第52条第1項の規定による市町村の分担金の徴収							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	53～71 略								
	72 同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 11の(一)により承認又は許可したものに係るもの (二) 13により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの		○					○ ○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長 日野総合事務所長
	73～79 略								
	80 同法第85条の2第1項及び第2項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議 (一) 同法第85条の2第1項に係るもの (二) 同法第85条の2第2項に係るもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
二 車両制限令（昭和36年政令第265号）に	1～3 略								
	4 同令第7条第1項及び第2項の規定に							○	地方県土整備局長

	31 略								
	32 略								
	33 略								
	34 略								
	35 略								
	36 略								
	37 略								
	38 略								
	39 略								
	40 略								
	41 略								
	42 略								
	43 略								
	44 略								
	45 略								
	46 略								
	47 略								
	48 略								
	49 略								
	50 略								
	51 略								
	52 略								
	53～71 略								
	72 同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 12の(一)により承認又は許可したものに係るもの (二) 14により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの		○					○ ○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長 日野総合事務所長
	73～79 略								
	80 同法第85条の2第1項及び第2項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議			○					
二 車両制限令（昭和36年政令第265号）に	1～3 略								
	4 同令第7条第1項及び第2項の規定に			○					

	基づく知事の権限に属する事務	よる車両の総重量等の限度の決定								日野総合事務所県土整備局長
		5～8　略								
三～十　略										
都市計画課	一　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～22の2　略								
		23　同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 (一)　都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号イに該当するものに係るもの (二)　都市計画法施行令第36条第1項第3号ニに該当するものに係るもの (三)　都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当するものに係るもの	○ ○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		24～54　略								
一の二～六　略										
	七　国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務（市町長に委任したものを除く。）	略								
八～十一　略										
河川課	一　河川法に基づく知事の権限に属する事務	1～22　略								
		23　同法第23条の規定による流水の占用の許可 (一)　ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のものを除く。以下河川課の項の一において同じ。）に係るもの (二)　(一)以外で取水量が1秒に最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもののうち特定水利使用に係るもの (四)　(一)、(二)及び(三)以外のもの	○ ○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		24　同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外で次に掲げるものに係るもの (1)　仮設の工事用施設 (2)　採草地、放牧地その他これらに類するもの (3)　河川区域内の土地において	○						○	地方県土整備局長 日野総合事務所長

	基づく知事の権限に属する事務	よる車両の総重量等の限度の決定								
		5～8　略								
三～十　略										
都市計画課	一　都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく知事の権限に属する事務（市町村長に委任したものを除く。）	1～22の2　略								
		23　同法第43条第1項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可 (一)　都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号イに該当するものに係るもの (二)　都市計画法施行令第36条第1項第3号ロに該当するものに係るもの (三)　都市計画法施行令第36条第1項第3号ハに該当するものに係るもの	○ ○	○					○	地方県土整備局長
		24～54　略								
一の二～六　略										
	七　国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務	略								
八～十一　略										
河川砂防課	一　河川法に基づく知事の権限に属する事務	1～22　略								
		23　同法第23条の規定による流水の占用の許可 (一)　ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満のものを除く。以下河川砂防課の項の一において同じ。）に係るもの (二)　(一)以外で取水量が1秒に最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの (三)　(一)及び(二)以外のもののうち特定水利使用に係るもの (四)　(一)、(二)及び(三)以外のもの	○ ○	○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
		24　同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 (一)　ダムに係るもの (二)　(一)以外で次に掲げるものに係るもの (1)　仮設の工事用施設 (2)　採草地、放牧地その他これらに類するもの (3)　河川区域内の土地において	○						○	地方県土整備局長 日野総合事務所長

採取する土石等の搬出路 (4) 河川付近地の土地から堤防等へ通ずる通路で工作物の設置を伴わないもの(通路幅3メートルを超えるものを除く。) (5) 配水管(管の内径が15センチメートルを超えるもののうち、堤内地盤高が計画高水位より高い区間(以下河川課の項の一において「堀込河道区間」という。)外に設置するもの又は縦断占用に係るものを除く。) (6) 水管、下水道管、ガス管その他の管類(橋りょうに添架されるもの又は堀込河道区間内において橋りょう形式で橋脚を設けずに設置されるものに限る。) (7) 上空の占用に係るもの (8) 法令に基づき設置するもの (9) 橋りょう(堀込河道区間内において橋脚を設けずに設置されるものに限る。) (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用(流水の占用を伴うものを除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの			○						
25～29 略									
30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川課の項の一の31及び32において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの		○ ○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長	
31～69 略									
二～五の二 略									
六 海岸法に基づく知事の権限に属する事務(耕地課、漁港課及び空	1～25 略								
	26 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議								

採取する土石等の搬出路 (4) 河川付近地の土地から堤防等へ通ずる通路で工作物の設置を伴わないもの(通路幅3メートルを超えるものを除く。) (5) 配水管(管の内径が15センチメートルを超えるもののうち、堤内地盤高が計画高水位より高い区間(以下河川砂防課の項の一において「堀込河道区間」という。)外に設置するもの又は縦断占用に係るものを除く。) (6) 水管、下水道管、ガス管その他の管類(橋りょうに添架されるもの又は堀込河道区間内において橋りょう形式で橋脚を設けずに設置されるものに限る。) (7) 上空の占用に係るもの (8) 法令に基づき設置するもの (9) 橋りょう(堀込河道区間内において橋脚を設けずに設置されるものに限る。) (10) (1)から(9)までに掲げるもののほか、一時的な占用又は許可期間満了後の継続占用(流水の占用を伴うものを除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの			○						
25～29 略									
30 同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第14号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川砂防課の項の一の31及び32において「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの		○ ○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長	
31～69 略									
二～五の二 略									
六 海岸法に基づく知事の権限に属する事務(耕地課、漁港課及び空	1～25 略								
	26 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議								

港湾関係の所掌事務に係るものを除く。)	(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二) (一)以外のもの					○			
	27～43 略								
七～九 略									

港湾関係の所掌事務に係るものを除く。)	(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二) (一)以外のもの		○						
	27～43 略								
七～九 略									
十 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による砂利採取業者の登録		○						
	2 同法第6条第1項第5号ロの規定による同項イに掲げる者と同等以上の知識、技能等を有する者の認定		○						
	3 同法第12条第1項の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は事業の停止の命令		○						
	4 同法第15条第1項の規定による業務主任者試験の実施		○						
	5 同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	6 同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	7 同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	8 同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	9 同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	10 同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	11 同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	12 同法第26条の規定による採取計画の認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令		○						
	13 同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収(砂利の採取計画に係るものに限る。)							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	14 同法第34条第2項又は第3項の規定による砂利採取業者の							○	地方県土整備局長 日野総合事務

	事務所等への立入検査等の実施								所県土整備局長
	15　同法第36条第2項の規定による河川管理者への通報			○					
	16　同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 (一)　申請があったときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	17　同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
十一　採石法(昭和25年法律第291号)に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第32条の規定による採石業者の登録		○						
	2　同法第32条の4第1項第5号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の知識等を有する者の認定		○						
	3　同法第32条の10第1項の規定による採石業者の登録の取消し等		○						
	4　同法第32条の13第1項の規定による業務管理者試験の実施		○						
	5　同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 (一)　砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が10,000平方メートル未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	6　同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 (一)　5の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	7　同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	8　同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	9　同法第33条の6の規定による市町村長の意見の聴取							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	10　同法第35条の6の規定による市町村長								

	への通報 (一)　5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	11　同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令 (一)　5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	12　同法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	13　同法第33条の12の規定による採取計画の認可の取消し等		○						
	14　同法第33条の13の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	15　同法第33条の14第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	16　同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害を防止するために必要な設備をすることの命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	17　同法第42条第1項の規定による業務の状況に関する報告の聴取及び岩石採取場等への立入検査							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
十二　採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第8条の11第3号の規定による岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の実施		○						

十　略

十一　略

十三　略

十四　略

十五　砂防法（明治30年法律第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条に規定する砂防設備を要する土地等の指定についての主務大臣への申請		○						
	2　同法第8条の規定による他の工事等により生じた砂防工事の原因者に対する施行等の命令		○						
	3　同法第16条の規定による他の工事等により生じた砂防工事に要する費用の負担の決定		○						
	4　同法第22条の規定による砂防工事のた		○						

	めの土石等の供給の命令								
	5　同法第22条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託			○					
	6　同法第23条の規定による砂防のための土地の立入り又は使用若しくは土地に存する障害物の除却			○					
	7　同法第27条ただし書の規定による砂防設備により生ずる収入の下付		○						
	8　同法第28条の規定による公用を廃止した砂防設備の下付		○						
	9　同法第29条の規定による制限行為等の許可の取消し等 (一)　河川砂防課の項の十七の１の(一)又は２の(一)に係るもの (二)　河川砂防課の項の十七の１の(二)又は２の(二)に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	10　同法第30条の規定による違反事業の更正等の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	11　同法第36条の規定による法令等による命令の義務の履行の命令		○						
十六　砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規程第６条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知			○					
	2　同規程第７条の規定による土地を使用し、又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知			○					
	3　同規程第８条の規定による砂防工事を施行する旨の土地の所有者等への通知			○					
十七　鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第４条第１項の規定による制限行為の許可 (一)　発電に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	2　同規則第５条第１項の規定による砂防設備等の占用の許可 (一)　発電に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	3　同規則第７条第１項ただし書の規定に							○	地方県土整備局長

よる許可期間の更新								日野総合事務所県土整備局長
4　同規則第8条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)に係るもの (三)　2の(二)に係るもの		○					○ ○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長 地方県土整備局長 日野総合事務所長
5　同規則第9条第2項の規定による現に制限行為をしている者からの届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
6　同規則第9条第4項の規定による第4条第1項の許可を受けたものとみなす期間を定めた旨等の通知 (一)　発電に係る制限行為以上の土石(砂れきを含む。)の採取の許可に係るもの (二)　(一)以外のもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
7　同規則第10条の規定による国等に対する制限行為についての協議 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
8　同規則第14条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び担保等の変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
9　同規則第15条第3項の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
10　同規則第16条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

	11　同規則第17条の規定による補償金額及び負担者の決定		○						
	12　同規則第18条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
十八　地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による地すべり防止区域の指定についての主務大臣への意見の提出		○						
	2　同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	3　同法第11条第1項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認		○						
	4　同法第11条第2項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画についての国等との協議		○						
	5　同法第13条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議			○					
	6　同法第14条第1項の規定による工事原因者に対する地すべり防止工事の施行の命令		○						
	7　同法第16条第1項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用			○					
	8　同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一)　同項第3号又は第5号に掲げるもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	9　同法第20条第2項の規定による地すべり防止区域内における行為についての国等との協議		○						
	10　同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一)　8により許可したものに係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　(一)以外のもの		○						
	11　同法第21条第2項の規定による許可の取消し等		○						
	12　同法第21条第5項		○						

	の規定による補償金額の負担の決定								
	13　同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	14　同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令		○						
	15　同法第24条第1項の規定による市町村における関連事業計画の作成についての市町村への勧告		○						
	16　同法第24条第3項の規定による関連事業計画についての市町村長との協議		○						
	17　同法第33条の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての他の工作物の管理者との協議		○						
	18　同法第34条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定		○						
	19　同法第35条第3項の規定による他の工事等により生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定		○						
	20　同法第48条の規定による漁港の区域内における地すべり防止工事の施行についての漁港管理者等との協議		○						
	21　同法第49条の規定による報告又は資料の主務大臣への提出			○					
十九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第5条第1項の規定による調査のための土地の立入り又は一時使用			○					
	2　同法第5条第9項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による調査のための立入に伴う損失の補償についての協議		○						
	3　同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	4　同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可 (一)　同項第2号に掲げる行為に係るもの			○					
	(二)　(一)以外のもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

治山砂防課	一　砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条の規定による砂利採取業者の登録		○						
		2　同法第6条第1項第5号ロの規定による同項イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定		○						
		3　同法第12条第1項の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は事業の停止の命令		○						
		4　同法第15条第1項の規定による業務主任者試験の実施		○						
		5　同法第16条の規定による砂利の採取計画の認可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		5　同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分 (一)　4の(一)に係るもの (二)　4の(二)に係るもの			○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		6　同法第9条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他必要な措置をとるべき旨の勧告		○						
		7　同法第10条第1項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行の命令		○						
		8　同法第11条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入り検査							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		9　同法第26条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者等からの報告の聴取							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		10　同法第17条第1項の規定による県営工事のための土地の立入り又は一時使用			○					
		11　同法第18条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事に伴う損失の補償についての協議		○						
	二十　鳥取県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	1　鳥取県補助治山事業補助金に係る事務							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	二十一　その他の事務	1　治山及び地すべり防止事業の調査計及び工事の監督							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		2　治山及び地すべり防止事業の執行のための損失の補償に係る契約の締結							○	地方県土整備局長 日野総合事務所長

									長
	6　同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	7　同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	8　同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	9　同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	10　同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	11　同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	12　同法第26条の規定による採取計画の認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令		○						
	13　同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収（砂利の採取計画に係るものに限る。）							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	14　同法第34条第2項又は第3項の規定による砂利採取業者の事務所等への立入検査等の実施							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	15　同法第36条第2項の規定による河川管理者への通報			○					
	16　同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 (一)　申請があったときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	(二)　(一)以外のもの			○					
	17　同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
二　採石法（昭和25年法律第291号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第32条の規定による採石業者の登録		○						
	2　同法第32条の4第1項第5号ロの規定による同号イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の認定		○						
	3　同法第32条の10第		○						

1項の規定による採石業者の登録の取消し又は事業の停止の命令							
4　同法第32条の13第1項の規定による業務管理者試験の実施		○					
5　同法第33条の規定による岩石の採取計画の認可 (一)　砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
6　同法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可 (一)　5の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
7　同法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の変更の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
8　同法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
9　同法第33条の6の規定による市町村長の意見の聴取						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
10　同法第33条の6の規定による市町村長への通報 (一)　5の(一)又は6の(一)により処分したときに係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
11　同法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令 (一)　5の(一)又は6の(一)により認可したものに係るもの (二)　(一)以外のもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
12　同法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
13　同法第33条の12の規定による採取計画の認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令		○					
14　同法第33条の13の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局

									長
		15　同法第33条の14第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採取計画の変更の命令等の措置						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		16　同法第33条の17の規定による岩石の採取を廃止した者に対する災害を防止するために必要な設備をすることの命令						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		17　同法第42条第1項の規定による業務の状況に関する報告の聴取及び岩石採取場等への立入検査						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	三　採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第8条の11第3号の規定による岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の実施		○					
	四　砂防法（明治30年法律第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第2条に規定する砂防設備を要する土地等の指定についての国土交通大臣への申請		○					
		2　同法第8条の規定による他の工事等により生じた砂防工事の原因者に対する施行等の命令		○					
		3　同法第16条の規定による他の工事等により生じた砂防工事に要する費用の負担の決定		○					
		4　同法第22条の規定による砂防工事のための土石等の供給の命令		○					
		5　同法第22条ただし書の規定による土石等の供給についての金額に関する協議が不調等の場合における供託			○				
		6　同法第23条の規定による砂防のための土地の立入り若しくは使用又は土地に存する障害物の除却			○				
		7　同法第27条ただし書の規定による砂防設備により生ずる収入の下付		○					
		8　同法第28条の規定による公用を廃止した砂防設備の下付		○					
		9　同法第29条の規定による制限行為等の許可の取消し等 (一)　治山砂防課の項の六の1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　治山砂防課の項の六の1の(二)又は2の(二)に係るもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長

	10　同法第30条の規定による違反事実の更正等の命令							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	11　同法第36条の規定による法令等による命令の義務の履行の命令		○						
五　砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同令第6条の規定による供給すべき物件の種類等の所有者等への通知			○					
	2　同令第7条の規定による土地を使用し、又は土地に存する障害物を除却する旨の所有者等への通知			○					
	3　同令第8条の規定による砂防工事を施行する旨の土地の所有者等への通知			○					
六　鳥取県砂防指定地等管理条例（平成15年鳥取県条例第10号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第4条第1項の規定による制限行為の許可 (一)　発電に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	2　同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可 (一)　発電に係るもの (二)　(一)以外のもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所長
	3　同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	4　同条例第7条第1項の規定による許可に係る事項の変更の許可 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	5　同条例第8条の規定による現に制限行為を行っている者からの届出の受理							○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	6　同条例第9条の規定による国等が行う制限行為等についての協議 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○					○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	7　同条例第10条第2項の規定による採取料等の減免								

		(一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		8　同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		9　同条例第15条の規定による補償金額及び負担者の決定		○					
		10　同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	七　鳥取県砂防指定地等管理規則（平成元年鳥取県規則第29号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同規則第9条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び住所等の変更の届出の受理						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		2　同規則第9条の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理 (一)　1の(一)又は2の(一)に係るもの (二)　1の(二)又は2の(二)に係るもの		○				○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
	八　地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第3条第1項の規定による地すべり防止区域の指定についての主務大臣への意見の提出		○					
		2　同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置						○	地方県土整備局長 日野総合事務所県土整備局長
		3　同法第11条第1項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認		○					
		4　同法第11条第2項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画についての国等との協議		○					
		5　同法第13条の規定による兼用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議			○				
		6　同法第14条第1項の規定による工事原因者に対する地すべり防止工事の施行の命令		○					